

～予防接種の前に必ずお読みください～

1. 水痘（水ぼうそう）について

水痘は水痘・带状疱疹ウイルスの直接接触、飛沫感染あるいは空気感染によって感染します。潜伏期は通常10～21日です。特徴的な発疹が主症状でかゆみを伴います。発疹は最初は斑点状丘疹、その後3～4日は水泡で、最終は顆粒状の痂皮を残し、間もなく痂皮は脱落して治癒します。発疹は身体の被覆部分に多い傾向がありますが、頭髮部にも現れます。

軽度の発疹を伴うこともあります。一般に軽症疾患ですが、免疫不全状態の患者さんでは重症となり、脳炎を合併することもあります。

2. 水痘ワクチンについて

水痘・带状疱疹ウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。

麻疹、風疹などの生ワクチンに比べ、その効果は少し劣ります。このワクチンを受けた者のうち、約20%は、後に水痘（水ぼうそう）にかかることがあります（発症予防率80%）が、もしかかっても軽くすむとされています。

健康小児、成人では副作用はほとんど認められませんが、時に発熱、発疹が見られ、まれに局所の発赤、腫脹（はれ）、硬結（しこり）が見られます。

MRワクチン接種後、4週間を過ぎたら、早い時期にワクチンを受けることをお勧めします。

3. 水痘ワクチンの接種スケジュールについて

対象者は、1歳になる前日から3歳になる前日までの間の方です。

対象年齢を過ぎると任意接種（有料）となります。

標準的な接種スケジュールは次のとおりです。

3カ月以上の間をあけて2回接種

（標準的には6カ月から12カ月の間をあけて2回接種）

4. 次の方は、予防接種を受けることができません

- ①明らかに発熱している方（通常は37.5℃を超える場合）
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③このワクチンによってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがある方
- ④水痘（水ぼうそう）にかかったことある人。
- ⑤その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

5. 次の方は、接種前に医師にご相談ください

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患のある方
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ③過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④過去に免疫不全の診断がなされたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- ⑤このワクチンに対してアレルギーをおこすおそれのある人

6. 接種後の注意

- ①接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがごく稀にありますので、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後4週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④このワクチンの接種後、生ワクチンを接種する場合には、27日間以上の間隔をあける必要があります。ただし、医師が特に必要と認めた場合は同時接種が可能です。
- ⑤接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑥接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

7. 予防接種による健康被害救済制度について

- ①定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 - ②健康被害の程度などに応じて、医療費、医療手当、障がい児養育年金、障がい年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がいが治癒する期間まで支給されます。
 - ③ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因など)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- ※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、岬町立保健センターへご相談ください。

【問い合わせ先】

担当：岬町立保健センター

電話：072-492-2424・2425